

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第32条の 8 第 2 号
処 分 の 概 要：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第 1 条第 3 項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係 電話0952-98-2220 内線230
備 考：